

生体内圧力の計量単位について（周知）

平成 23 年 12 月
経済産業省
計量行政室

(1) 計量法における計量単位の規制について

計量法において、法定計量単位は SI 単位^{※1}を基本として定められており、また、国際的な慣習により SI 単位以外の計量単位が用いられる分野については、当該分野に限って SI 単位以外の計量単位を法定計量単位として定められております。

計量法における計量単位については、以下のとおり規制されています。

▼法定計量単位以外の計量単位（非法定計量単位）は、取引・証明に用いてはなりません。（計量法第 8 条）

▼非法定計量単位を付した計量器（法定計量単位との併記やデジタル式であって単位表示の切替えができるものを含む）は、販売又は販売の目的で陳列してはなりません。（計量法第 9 条）

(2) 生体内圧力の計量単位について

平成 4 年の計量法改正時に、法定計量単位から削除されることとなった計量単位については、一定期間の経過措置が設けられました。

生体内圧力^{※2}の計量単位である水銀柱メートル（mHg）及び水柱メートル（mmH₂O）^{※3}は、法定計量単位（パスカル（Pa）、ニュートン毎平方メートル（N/m²）、バール（bar）、トル（Torr））への移行が十分に進んでいなかったことから、「計量法附則第 4 条の計量単位等を定める政令」に基づき、平成 25 年 9 月 30 日まで法定計量単位とみなす経過措置としての移行期間が設けられています。

なお、血圧については、この経過措置にかかわらず水銀柱ミリメートルの使用が認められています。

(3) パスカル等への移行について

平成 25 年 9 月 30 日で前述の経過措置が終了しますので、それ以降は水銀柱メートルや水柱メートルは法定計量単位として使用することが出来なくなります。

生体内圧力（ただし血圧を除く）の計量単位については、パスカル等への移行をお願いいたします。

※1 計量単位の統一を目的とし、1960年（昭和35年）の国際度量衡総会（メートル条約機構の最高決定機関）において MKS 単位系をベースとした原則一量一単位の合理的な単位系が採択され、国際単位系（SI）が誕生しました。「SI」とは、国際単位系の略称で、フランス語の「Le Système International d'Unités」の頭文字をとったものです。

※2 生体内圧力の例；頭蓋内の圧力（頭蓋内圧力）、眼球内の圧力（眼圧）、気道内の圧力（気道内圧）、膀胱内の圧力（膀胱内圧力）

※3 水銀柱ミリメートル（mmHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水柱ミリメートル（mmH₂O）及び水柱センチメートル（cmH₂O）が含まれる。なお、これ以外の倍数・分数は含まれない。

参照条文及びURL

計量法（平成四年五月二十日法律第五十一号）

（非法定計量単位の使用の禁止）

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位（以下「法定計量単位」という。）以外の計量単位（以下「非法定計量単位」という。）は、第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 <略>

（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

第九条 第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。第五条第二項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

附 則

（計量単位）

第三条 <略>

2 <略>

3 附則別表第三の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であって政令で定めるものは、平成十一年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。

4 <略>

第四条 前条第一項から第三項までに規定する計量単位については、これらの規定で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成十一年九月二十日政令第二百七十三号）

1 計量法 附則第三条第三項 に規定する計量単位のうち、水銀柱メートル及び水柱メートル並びにこれらに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位である水銀柱ミリメートル、水銀柱センチメートル、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルは、平成二十五年九月三十日までは、圧力に係る同法第八条第一項に規定する法定計量単位（次項において「法定計量単位」という。）とみなす。

2 前項の規定により法定計量単位とみなす計量単位を用いることができる取引又は証明の範囲は、生体内の圧力の計量に係る取引又は証明とする。この場合において、これを用いる方法は、限定しない。

計量法における単位規制の概要

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani.html

計量法に関するよくある質問と回答

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/50_qanda.htm